

令和5年9月20日

お客様各位

函館バス株式会社

### 路線バス（乗合バス）上限運賃改定の申請についての追加の情報提供

標記の件について、令和5年8月28日付けの弊社ホームページにてお知らせを掲示していましたが、国土交通省の「乗合バス事業の情報提供ガイドライン」に基づき、下記の通り、追加で情報提供いたします。

#### 記

#### 1. 輸送人員及び収支状況（特殊区間制運賃区間）

	収支状況	輸送人員
令和元年度	△126百万円	643万人
令和5年度推計（改定前）	△133百万円	596万人
令和5年度推計（改定後）	△14百万円	584万人

※実績年度は新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度とし、平年度は令和元年度実績に基づき、感染症等の影響を除いた令和5年度の推計値としています。

#### 2. 運賃・料金の多様化（割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等）

弊社の乗合バスの運賃については、消費増税等の外的要因を除き、平成6年以来値上げをせず、現行の運賃での輸送サービスの維持を図りながら、交通系ICカード「イカすニモカ」を活用した、乗車ボーナスポイント（月の累計利用金額に応じて付与されるポイント）や、乗継割引制度及び指定したエリア内での乗り放題定期券等の新たなサービスを利用者に提供してまいりました。

割引運賃の新設・拡大は厳しい状況ですが、今後も既存割引制度を継続していきますのでご理解の程お願い申し上げます。

#### 3. その他

上記以外の申請内容等は、令和5年8月28日付けの弊社ホームページにてお知らせしたのから、変更はありません。

ご利用のお客様にはご不便をおかけしますが、弊社の事情をご賢察の上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 4. お問い合わせ先

函館バス株式会社

バス事業部 0138-51-3960（平日9:00～17:30）